

# 4月期昇給で『3項8号』のアグリ、濫用

日刊 動労千葉

86.7.31

No. 2307

国鉄千葉動力車労働組合

(千葉市要町二一八 (動力車会館)  
(鉄電)二五三五六・(公衆)〇四七二(22)七二〇七)

## 昇給差別で労働者の分断を狙う攻撃

国鉄当局は、七月十一日以降、各現場で「六一年四月期定期昇給」の発令を行つてきたが、内容は動労千葉、国労の組合員を対象としたワッペン着用闘争、遮光幕問題をもつて大量の「三項八号」攻撃をかけてきた。組合員間への差別・分断を目的とした動労千葉、国労組織破壊攻撃としてだされてきたものであり、分割・民営化攻撃はカサにかかつてきているが、「攻撃の本質」「敵の目的」を決して見失つてはならない。

### 「総合的判断」というデータラメ

各支部から報告されてくる定期昇給における「三項八号」——（勤務成績が特に良好でない者）の対象者は実に三一三名におよび、さらに「注意指導」については一五八名となつていて。

とくに千葉運転区支部などは「三項八号」が八四名、「注意指導」一九名といふすさまじい数におよんでいる。

いわゆる「三項八号」でいう「勤務成績が特に良好でない者」について国鉄当局は協定の中で次のように規定している。

——「平素職員としての自覚に欠ける者、勤労意欲、執務態度、知識、技能、適格性、協調性等他に比し著しく遜色のある者をいう」——

当局は欠格理由について「総合的判断」などと全くあいまいにしているが、勤務成績うんぬんにあたるはずもない遮光幕・ワッペンなどが対象となつたことは明白だ。

### 組合つぶしの「昇給差別」濫用

あのマル生運動が、国鉄当局・鉄労によつて行われた時、昇給・昇格を通した徹底的な差別による労働者の分断、施設管理権、庁舎管理権などの管理運営事項を悪用した組合活動の妨害、介入、破壊、職場慣行、既得権の一方的変更、そして

アゴヒモ・ワッペンをもつて処分同様の昇給差別を濫用する等々の労働組合、労働運動破壊の攻撃が行われた。

そして、今日かけられた「昇給差別」濫用をみるならば、あのマル生攻撃の、むしろそれ以上の悪質な攻撃としてかけられてきている。

第一に、国鉄の「赤字」を解消するためと称した当局の「意識改革」とか、「合理化推進」のためにマル生が行われるのではなく、明確な組合つぶしとしてかけられていること。

第二に、組合つぶしの前面に当局が立つのではなく、マル生時の鉄労に代わる労働者内部からの組織的攪乱者として労革マルを活用していること。

### 動労革マル

#### 内部の裏切り者を利用

そもそも、ワッペン・遮光幕・ネクタイなどを自から「職場規律の確立の取り組み」として、当時の自民党・三塚や職員局長・太田と松崎がつるんで動労革マル分子が率先して実行しはじめたものであつた。

マル生が階級的、戦闘的労働運動の圧殺に敵の本質があり、この敵の狙いに労働運動の内部から必ず裏切り者を生み出すことであつた。国労・動労千葉解体を当局と叫ぶ 最悪の裏切り者、動労革マルを一掃一追放せよ。